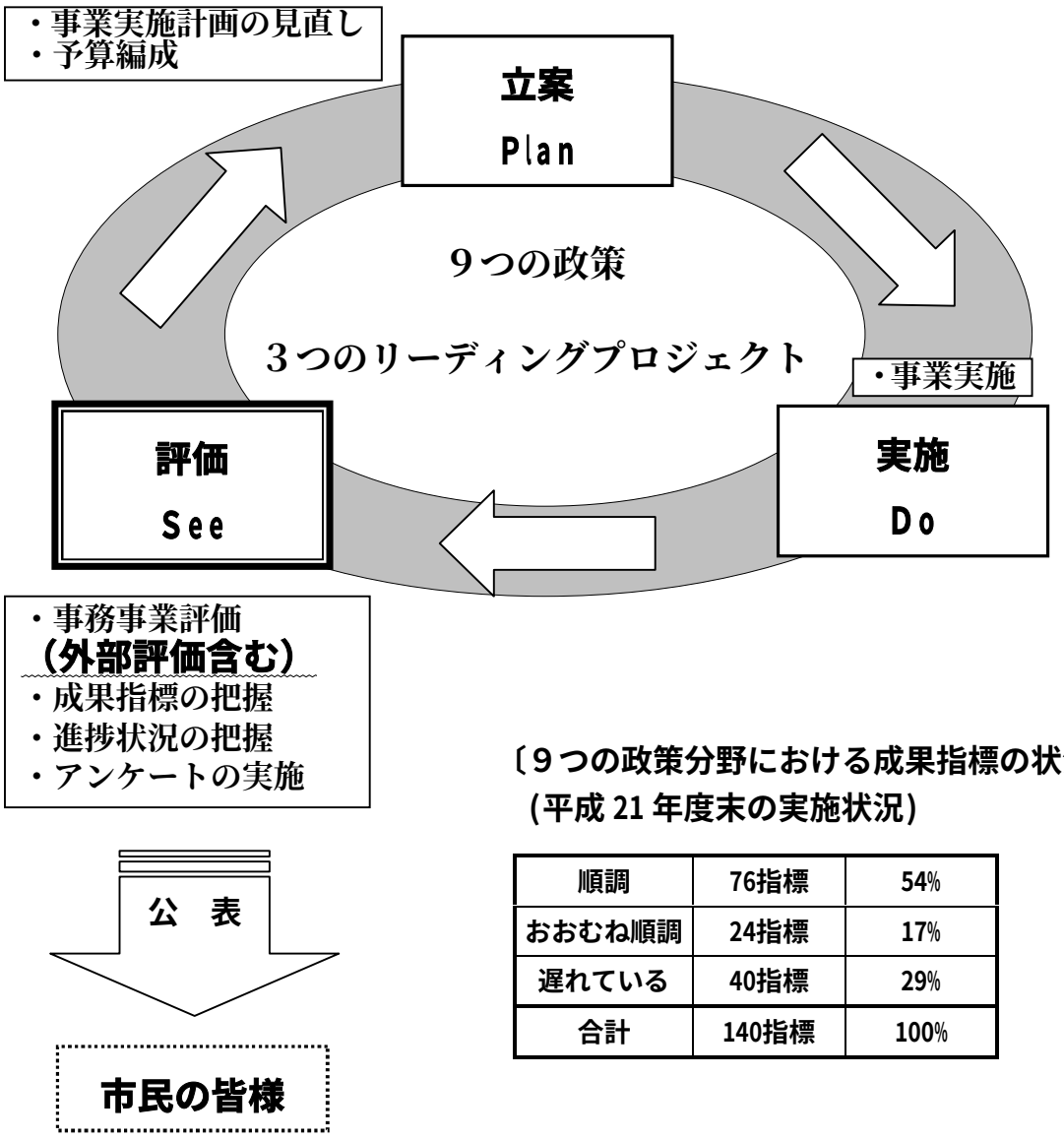
事務事業評価　外部評価の概要について　　資料２

１　熊谷市総合振興計画の推進について

行政評価による進行管理の全体イメージ



〔９つの政策分野における成果指標の状況〕
(平成 21 年度末の実施状況)

順調	76指標	54%
おおむね順調	24指標	17%
遅れている	40指標	29%
合計	140指標	100%

熊谷市自治基本条例(抜粋)

(行政評価)

第 22 条　市は、施策の成果目標を明確にするとともに、効率的かつ効果的な市政運営を行うために行政評価を実施し、その結果を公表します。

2　市は、行政評価の結果を検証し、施策に反映させるよう努めます。

２　事務事業評価の外部評価について

（１）実施方針

現行の事務事業評価の客観性と透明性を確保し、市民からの信託に応えた諸施策の展開を図るため、現在取り組んでいる各事務事業の効果を市職員以外の外部の視点から検証し、諸施策の実現に向け、効果的に事務が執行されているかについて、公正・公平な観点から評価します。

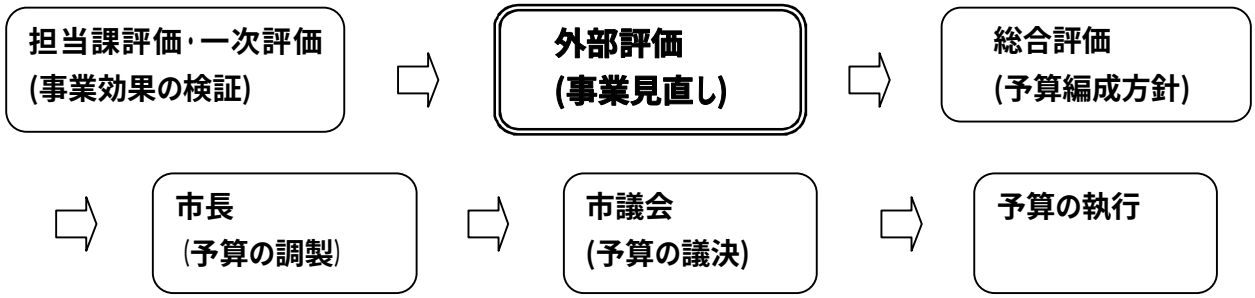
（２）実施期間

平成 23 年度～平成 24 年度の 2 ヵ年を試行として実施します。

（３）実施効果

・効果的な諸施策の推進が図られます。
・市職員の意識改革につながります。
・市民の皆様へ情報を発信する場となります。
・市政への市民参加につながります。

（４）外部評価の位置づけ



（５）外部評価対象事業の選定

・外部評価委員会で決定した選定の基準に基づき、事務局が全ての事務事業から各部で合計 50 事業程度を選定し、その中から外部評価委員が 24 事業に絞り込みます。

（６）外部評価の進め方

※８月８日、９日２班に分かれて進めます。

（７）評価

現行の事務事業評価の評価基準によります。ただし「中止・廃止の検討を要する」評価項目を加えます。